



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、租税条約に基づき課税を免除された外国籍の住民に、誤って支給しました。

1 概要

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、租税条約に基づき課税を免除された外国籍の住民については、支給の対象となりません。

しかしながら、租税条約該当者の確認漏れにより、誤支給したものです。

2 影響

誤支給した人数 9人 誤支給の金額 90万円（10万円×9人）

3 経緯

令和4年5月12日に、誤支給した対象者を雇用している事業者より、同じ外国籍の従業員で支給されている者とそうでない者がいることの間い合わせがあり、データ確認したところ発覚しました。

4 原因

市民税課が課税情報のデータ入力の際に、租税条約該当者である旨の入力漏れがあったにも関わらず、確認を怠っておりました。そのデータを確認することなく給付金のシステムに取り込んだことが誤支給の原因と考えられます。

5 対応状況

誤支給した対象者は全て外国籍であることから、雇用している事業者等の協力をいただきながら、対象者に謝罪するとともに、給付金の返還を求めます。

6 再発防止策

データ入力の際は複数人でチェックを行うことを徹底し、市民税課内で周知を図ります。また、データ受領課においても、データの取り込みをする際に確認の徹底を図ってまいります。